

第 156 号 (2019 年 2 月)

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 日中間での AEO 制度の相互承認合意と中国の AEO 認証新基準について
TJCC コンサルティング グループ..... 1

■ 経 済

- ◆ 中国の不良債権問題
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部..... 4

■ 産 業

- ◆ 自動車の電動化に対する一考察
～EV に対する過度な楽観論の後退と全固体電池への期待の高まり（後編）～
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 9

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：「ハイテク企業」と「研究開発費の割増損金算入」に関する最新動向
及び移転価格上の問題点
KPMG 中国..... 15
- ◆ 法務：中国インターネット安全法の規制・運用に関する最新動向
—今後の方向性の考察と企業における注意点
北京市金杜法律事務所..... 19

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 「日中間での AEO 制度の相互承認合意と中国の AEO 認証新基準について」

- ◇中国税関は 2014 年 12 月に認定事業者 (AEO) 制度を導入。企業に対し「AEO 高級認証企業」「AEO 一般認証企業」「一般信用企業」「信用喪失企業」の 4 ランクによる管理を開始。その中で「AEO 高級認証企業」は最優遇条件を享受でき、AEO 相互承認国においても通関利便措置が適用される。
- ◇中国と日本は 2018 年 10 月に AEO 制度の相互承認に署名した。今後「AEO 高級認証企業」は相手国で「リスク評価時に査察・管理監督の減少に向けた AEO 資格の考慮」「査察に必要な貨物を最大限迅速に処理」「通関問題解決に向けた税関内の専任担当者の指定」等の利便措置が期待される。
- ◇中国税関は 2019 年 1 月 1 日より新たな税関認証企業基準を施行。従来に比べて認証基準が厳しくなり、企業の財務指標が未達の場合保証金納付等で指標達成とみなす措置が廃止。さらに、税関が税関総署のリスクアナライズシステムの企業信用点数も参照するようになるため、企業は社内関連規定の見直し、財務状況の把握・改善、日常の業務管理の強化が求められる。

経 済 「中国の不良債権問題」

- ◇中国の不良債権問題は 1990 年代末に表面化し、当時は公的資金注入や不良債権処理会社 (バッドバンク) の設立による不良債権切り離しを進めながら、コーポレートガバナンスの改善を通じ国有銀行の上場を果たすことで銀行改革が進められた。当時の不良債権比率は 40% に上っていたのが、2000 年代半ばには 10% 強まで低下、2018 年 9 月末時点で 1.87% の水準にある。
- ◇バッドバンクは、債権回収、売却、債権の株式化・証券化等を通じた継続的な債権回収業務により、4 大国有銀行が設立した 4 社のうち 2 社は香港市場上場にまで至った。これは銀行やバッドバンクの財務内容が持続する高度成長の間に急速に改善したことによる。
- ◇今後の課題は、短期的には景気情勢の悪化に伴う新たな不良債権の増加、中期的には銀行の経営改革が未だ途上にあり効率の低い銀行経営が金融市場を継続的に不安定化。長期的には 2030 年までにアメリカを上回る経済規模に成熟した後、経済成長、資産価格上昇の追い風がなくなると銀行経営の巧拙が問われる時代がいずれ到来する可能性についても今から考慮する必要がある。

産 業 「自動車の電動化に対する一考察～EV に対する過度な楽観論の後退と全固体電池への期待の高まり～ (後編)」

- ◇世界の主要自動車メーカーは、現在の自動車用液系リチウムイオン二次電池のコスト、容量、寿命、安全性に満足していない上、これらのポテンシャルに対する評価もあまり高くない。この為 EV の本格普及には全固体電池などの次世代電池の量産が必要不可欠と考えている可能性が高い。
- ◇また、自動車の環境性能向上は EV だけに押し付けられる類のものではなく、①既存のガソリンエンジンの進化、②ディーゼルエンジンの進化、③燃料電池車の普及拡大などとともに達成されるべきと考えられる。
- ◇米国以外の地域では、中国を含め、少なくとも当分の間、ハイブリッド車の普及拡大が意外に注目を集めよう。過剰に急送な EV シフトは、自動車メーカーの商品開発やサプライチェーンの混乱を招き、中途半端な製品や品質の低下などを通して消費者の EV 離れを招く可能性がある。

スペシャリストの目

税務会計 『ハイテク企業』と『研究開発費の割増損金算入』に関する最新動向及び移転価格上の問題点

- ◇中国が製造業振興策「中国製造 2025 計画」を推進する中で、多くの在中日系企業が適用要件が緩和されつつある「ハイテク企業」と「研究開発費の割増損金算入」の税制優遇措置の適用を検討している。
- ◇「ハイテク企業」の税制優遇については 2016 年に中国科技部、財政部、国家税務総局が共同で規定を公布。「研究開発費の割増損金算入」については、2015 年に中国財政部、国家税務総局、科技部が共同で規定を公布し、その後も関連規定が公布されている。
- ◇税制優遇措置を申請する際には、申請要件の充足のみならず、それに伴う内部管理体制や定期的なレビューも求められる。また、無形資産に係る現地子会社と本社との所有権・貢献度・技術ロイヤリティ支払の取り決め、研究開発の機能・リスク面での移転価格上の検討が不可欠となる。

法務 「中国インターネット安全法の規制・運用に関する最新動向 —今後の方向性の考察と企業における注意点—

- ◇2017 年 6 月の「インターネット安全法」施行に伴い、関連の法体系が整備されつつある。個人情報保護に関する規範、ガイドラインのほか、データ出国セキュリティ評価、重要情報インフラセキュリティ保護等の実施細則の意見募集稿が公布されている。
- ◇インターネットに関する当局の処罰事例は現状多くはないが、個人情報保護、ネットワーク情報内容の管理、情報・データの出国セキュリティ評価に関する当局による事情聴取、特別調査、企業に対する教育活動などが全国で急速に進められている。
- ◇インターネット安全法の施行から日が浅い現状の中、関連の実施細則、国・業界の基準が正式には未公布であるが、企業のコンプライアンスと監督官庁の職務遂行の重要参考に値する。また、処罰事例はインターネット安全法の規定文言に抽象的なものが多い現状、当局の公式な態度表明として重要な意味を有することから、事例と法令のいずれも重視し、合法かつ慎重な対応が求められる。

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2019 年 2 月 25 日)

<https://s.bk.muflg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



日中間での AEO 制度の相互承認合意と中国の AEO 認証新基準について

TJCCコンサルティング グループ
 事業部
 業務副総経理 劉航

日中間での AEO 制度の相互承認合意について

国際的な認定事業者 (AEO) 制度とは、貨物のセキュリティ管理や法令順守の体制が整備されている事業者に対して税関が利便措置を与える制度です。その適用対象としては税関に認定された輸出入者、運送業者、倉庫業者、通関業者等があります。

中国税関は 2014 年 12 月に認定事業者 (AEO) 制度を導入し、企業に対し「AEO 高級認証企業」、「AEO 一般認証企業」、「一般信用企業」、「信用喪失企業」の 4 ランクによる管理を開始しました。「AEO 高級認証企業」は最優遇条件を享受でき、しかも AEO 相互承認国又は地域においても税関通関便利措置が適用されます。相互承認とは、AEO 制度を有する二国間で、それぞれの AEO 制度 (AEO 事業者) を相互に承認することです

2018 年 10 月 26 日に行われた日本・中国間の首脳会談に合わせ、両国間で認定事業者 (AEO) 制度の相互承認の署名が行われました。相互承認により AEO 高級認証企業は、今後相手国において下記のような利便措置が期待されます。

- ①リスク評価時に査察・管理監督の減少に向けて AEO 資格が考慮される。
- ②査察が必要となる貨物が最大限スピーディーに処理される。
- ③AEO 企業の通関面の問題解決に向けて、税関内部で専任の連絡担当者が指定される。
- ④主要インフラ整備が貿易中断から回復後、AEO 認証企業から輸入される貨物は最大限速く通関される。

中国税関の発表によれば 2018 年 1~9 月の日中間の輸出入額は 2437 億ドルで、前年同期比 10.7% 増加しています。この期間に 7.33 万社の中国企業が日本への輸出業務を行っており、なかでも AEO 高級認証企業が 1664 社と中国の AEO 高級認証企業の半数以上を占めています。輸出額でも対日本輸出総額の 23.5% を占めている状況にあり、相互承認により今後の日中間貿易の安全性・利便性の向上、経済貿易の発展がさらに期待されます。

中国では 2014 年から AEO 制度が開始されましたが、中国税関総署では主要な貿易パートナーとの間で AEO 制度の相互認証の交渉を続けており、2020 年までに中国貿易総額の 80% を占める国と相互承認を合意することを目標としています。

参考として中国の AEO 認証制度相互承認の現状を下表にまとめました。

合意済 (36 カ国/地域)	EU28 カ国、シンガポール、韓国、スイス、ニュージーランド、イスラエル、香港、オーストラリア、日本
交渉中 (13 カ国)	マレーシア、カザフスタン、モンゴル、ロシア、ベラルーシ、セルビア、トルコ、アメリカ、カナダ、メキシコ、ウルグアイ、ブラジル、ウガンダ
交渉準備中 (9 カ国)	タイ、インドネシア、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、マケドニア、エジプト、イラン、ヨルダン、モルドバ

中国の AEO 認証新基準について

2018 年 11 月 28 日、中国税関から『税関認証企業基準の公布に関する公告』（2018 年第 177 号公告）、『中国税関企業信用管理弁法の関連事項実施に関する公告』（2018 年第 178 号公告）が公布されました。これにより、新しい税関認証企業基準が 2019 年 1 月 1 日より執行されることとなり、従来の税関認証企業基準（税関総署公告 2014 年第 82 号）は廃止されます。

新しい認証基準は従来に比べ厳しくなり、さらに税関検証後の改善が認められる期間が取消されるため、基準をしっかりと把握し、社内関連規定の見直しを行なうと共に、着実に実行していく必要があります。また企業の財務指標が未達の場合、保証金納付や保証状提出をすることで財務指標達成とみなす財務指標救済アプローチが取消されるため、日常における財務関連指標、財務状況の把握、改善が重要となります。

そして AEO 認証において、税関が税関総署リスクアナライズシステムの企業信用点数（企業の基本情報、法律遵守状況、申告の規範状況、業務展開状況等の要素を分析評価した点数）も参照するようになるため、企業においては関連法規に基づいた日常の業務管理強化が求められます。

新しい基準における主な変更点を下記にまとめましたのでご覧ください。

主な変更点

一、認証基準の更なる詳細化

1. 業種ごとに詳細基準の追加

従来：高級認証基準、一般認証基準

今後：一般／高級認証（通用基準）、一般／高級認証（通関会社専用の詳細基準）、一般／高級認証（輸出入荷受け・荷送者専用の詳細基準）、一般／高級認証（貿易総合サービス企業専用の詳細基準）

※通関会社：通関代理業者に適用

※輸出入荷受け・荷送者：輸出入業務を行う貿易、生産企業に適用

※貿易総合サービス企業：企業が製品輸出する際、通関申告、税還付、保険等を一括請負するサービス企業に適用

2. 追加基準が削除され、加点項目がなくなり四種類の基準となった。

その四種類の基準、即ち内部統制、財務状況、コンプライアンス、貿易安全の内、

※内部統制：ア．内部監査に必要な内容に「輸出入活動に対する内部監査」「認証基準を継続して満たすか」という 2 項目が含まれることを明確化した。

イ．企業生産経営活動を管理する情報化システムの利用が必須になった。

※財務状況：財務指標は従来の資産負債率、利益率、当座比率三つから、正味資産収益率、現金流動負債率が追加され、五指標になる。その基準値が税関総署より毎年発行されることになった。

指標ごとに異なる比率を設定して総合点数を計算する。また、財務指標の救済アプローチは取消された（救済アプローチとは、財務指標が達成できない場合に保証金納付や保証状提供することで達成と見なされること）。

二、認証基準の合格条件が 2 つから 3 つへ増加

従来：①評価点数が合計 95 点以上 ②「基準未達」項目がない

今後：現状の 2 つに加えて 3 つ目として以下の条件を追加

③「内部統制」と「貿易安全」の 2 基準において「一部到達」項目が 3 個以下

また、税関による現場検証終了後に企業へ与えられていた改善期間（最長 90 日）が取消され、一度に判断されることとなり、認証合格が更に難しくなることが予想される。

- 三、サプライチェーンのセキュリティを強化するため、貿易安全に関わる高級管理職の増員が要求される。
- 四、税関と商品検査検疫部門の統合により、検査検疫に関する要求が追加された。
- 五、書類管理を強化し、加工貿易貨物の輸入、保管、譲渡、移動、販売、加工、使用、損耗と輸出に関する帳簿、申告資料及び関連伝票の正確さ、一致性に対し、企業内部で部門又は担当者を決めて、再確認することが明確化された。
- 六、企業からの問題点に対する自主申告を奨励：従来の規定では、企業が問題点に対し自主申告をし、税関から警告又は 5 万元以下の罰金が課された場合は信用状況の認定に影響しないというものであったが、今回の新しい基準では限度額が 5 万元から 50 万元へ引き上げられた。即ち、企業が自主申告し 50 万元以下の罰金が課される行為は、税関が企業信用状況を認定する記録としない。

以上

(執筆者連絡先)

TJCC コンサルティング グループ

劉 航 (リュウ コウ)

住所：中国広東省東莞市南城区莞太路 33 号商務局 1F

E-Mail：shinki@tjcc.cn

TEL：86-769-2281-7500



中国の不良債権問題

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 調査部
 主任研究員 細尾忠生

中国には隠れた不良債権があるのではないかと警戒する向きが、主に欧米メディアを中心に根強く存在する。果たしてそのような懸念は妥当なのか。中国の不良債権問題をどのように認識すればよいのか、本稿で整理したい。

1. 銀行の経営状況

まず、中国の銀行の経営指標を確認する。

中国銀行保険監督管理委員会が昨年11月に公表した2018年1~9月期の銀行の経営実績によると、銀行全体の9月末時点の総資産は前年比6.9%増の207兆元、中核的自己資本（コアティア1）比率は10.8%と3月末比で0.1ポイント上昇した（図表1）。

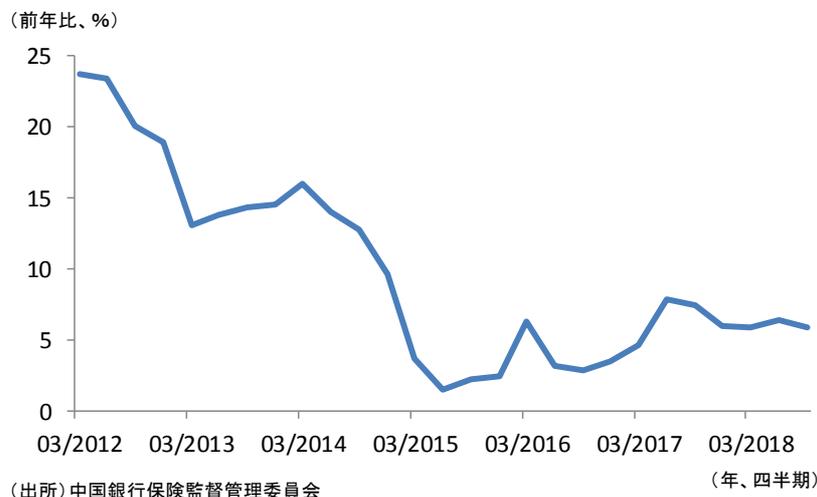
また、銀行の純利益は同5.9%増の1兆5118億元であった。純利益の推移を振り返ると2010年代前半は、4兆元の景気対策の効果逡減、過剰在庫・過剰債務問題による景気の足踏み等により、2015年1~6月期に同1.5%増に鈍化した。その後は緩やかな増勢が続いている（図表2）。

図表 1. 中国の銀行の財務状況（2018年1~9月期）

(兆元)						
総資産	負債	中核的自己資本 (コアティア1)	コアティア1比率 (%)	純利益	不良債権	不良債権比率 (%)
206.5 (3452兆円)	190.6 (3186兆円)	14.3 (239兆円)	10.8	1.5 (25兆円)	2.0 (34兆円)	1.87

(注) 円建ての値は2018年平均値(1元=16.7円)で換算
 (出所) 中国銀行保険監督管理委員会

図表 2. 銀行の純利益



一方、9月末時点の不良債権総額は2兆322億元と、6月末比で751億元増加した。また、不良債権比率は1.87%で6月末比0.01ポイント上昇した。

業態別にみると、大手行、株式制銀行といった大手銀行や都市商業銀行の不良債権比率は低水準で安定しているものの、農村商業銀行の不良債権比率が高水準にある(図表3、4)。農村商業銀行には中小規模の銀行が多く日本の地方銀行に近い位置づけであり、日本の地方銀行の不良債権比率が大手行と比べ高いことと似たような状況にあるといえる。

中国の銀行全体の財務の特徴をみると、総資産の規模が非常に大きい反面、資産収益率が非常に低いことが読み取れる。中国では非金融法人企業の債務残高の大きさが懸念され、関連してドルなど外貨建て債務の増加が指摘されるが、規模でみるかぎり、中国国内の銀行が中国企業の過剰債務の大半を自国通貨建てで(元建てで)ファイナンスしている。また、資産収益率の低さは、中国の銀行に経営効率の改善余地が大きいことを示している。

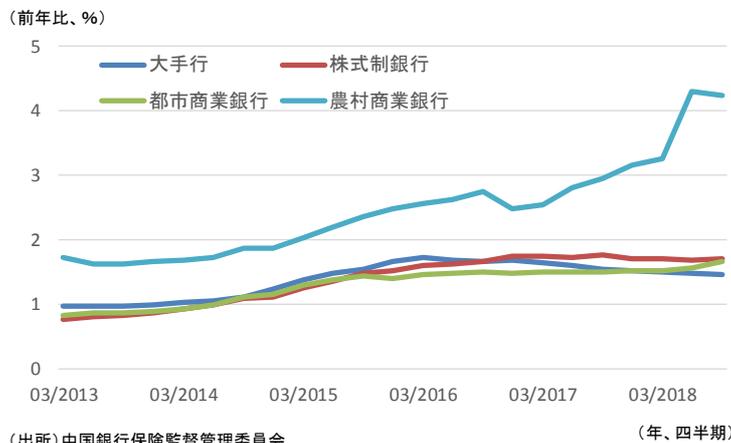
不良債権比率の低さも、分母に相当する総資産が大きいことが一因であり、不良債権の水準が純利益の水準を上回っていることは心配である。

図表3. 業態別の財務状況(2018年1~9月)

	大手行 (5行)	株式制銀行 (12行)	都市商業銀行 (134行)	農村商業銀行 (1114行)
総資産(兆元)	98	46	33	34
純利益(億元)	7859	3179	2048	1799
不良債権比率 (%)	1.5	1.7	0.5	4.2

(出所)中国銀行保険監督管理委員会

図表4. 業態別の不良債権比率



(出所)中国銀行保険監督管理委員会

(年、四半期)

2. 中国の不良債権の歴史

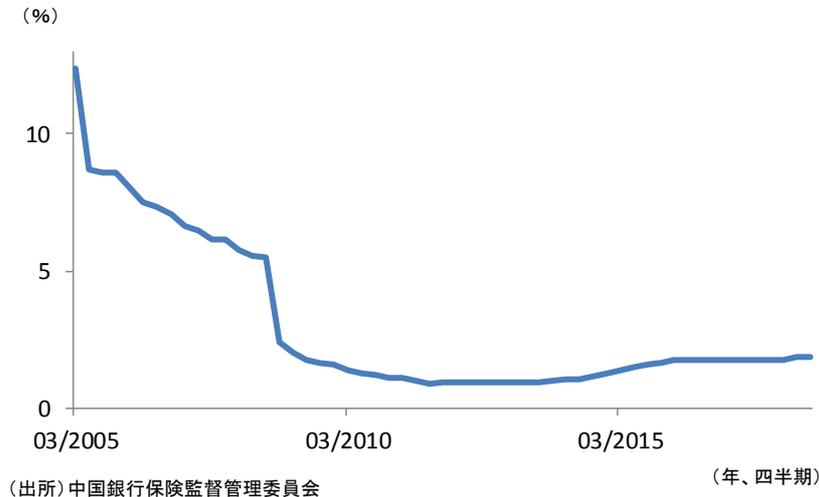
中国の銀行の経営効率の低さは、銀行改革がまだまだ途上にあることを示している。一方、中国の不良債権の歴史をひも解くと、1990年代末に問題が表面化し、不良債権を切り離し、銀行に公的資金を注入、国有銀行を上場させ銀行改革を推進した。当時の不良債権のレベル感として、各行が最終的に上場した2000年代半ばの不良債権比率は10%強まで低下したが、問題が発覚した1990年代末時点で、4大国有銀行の不良債権比率が40%にのぼっていた¹(次頁図表5)。

¹ 関志雄(2009)「成功を収めた国有商業銀行改革」, 独立行政法人経済産業研究所

中国では、1990年代の後半になり、南巡講話以降の急成長による反動や、朱鎔基首相（当時）による国有企業改革にともなうデフレ圧力の高まり、アジア通貨危機の影響などから景気が低迷し、不良債権問題への対応が政治課題になった。

当時は公的資金注入や不良債権処理会社（バッドバンク）の設立による不良債権切り離しを進めながら、コーポレートガバナンスの改善を通じ国有銀行を資本市場に上場を果たすことで銀行改革が進められた（図表6）。

図表 5. 不良債権比率



図表 6. 2000年頃の不良債権問題への対応

1998	4大国有銀行に公的資金を注入
1999	4大国有銀行、系列の不良債権処理会社（バッドバンク）を設立し不良債権を簿価で売却
2002	全国金融工作会議、国有銀行改革を加速させる方針を発表
2003	4大国有銀行に公的資金を注入
2004	4大国有銀行、系列の不良債権処理会社（バッドバンク）に不良債権を時価で売却 4大国有銀行を株式会社化、その後に順次上場

3. バッドバンクによる不良債権の回収

不良債権処理の過程において、大きな役割を果たしたのが不良債権処理会社（バッドバンク）であった。当時は、銀行本体の不良債権を「簿価」で不良債権処理会社に移管したため、いわゆる「飛ばし」行為に過ぎず問題解決にはつながらないとの厳しい批判が、内外の専門家やメディアから受けた（その後、時価で移管するようになった）。

しかし、実際には、継続的な債権回収業務を行い、債権回収、売却、デット・エクイティ・スワップ（債権の株式化）、証券化などの手段を通じて、不良債権の回収・処理を行った。2006年に中国政府が公表した当時の最終報告によれば、類計処理比率は7割近い高水準にのぼる（次頁図表7）。さらに、その後も債権買取り先を母体行以外にも広げるなど回収業務を軸に高収益企業に成長をとげ、4大国有銀行がそれぞれ設立した不良債権処理会社（バッドバンク）4社のうち実に2社（中国華融、信達資産管理）が2015年に香港市場に上場するまでに至っている（次頁図表8）。

図表 7. 2000年頃の不良債権問題：バッドバンクの債権回収実績 (2006年3月時点)

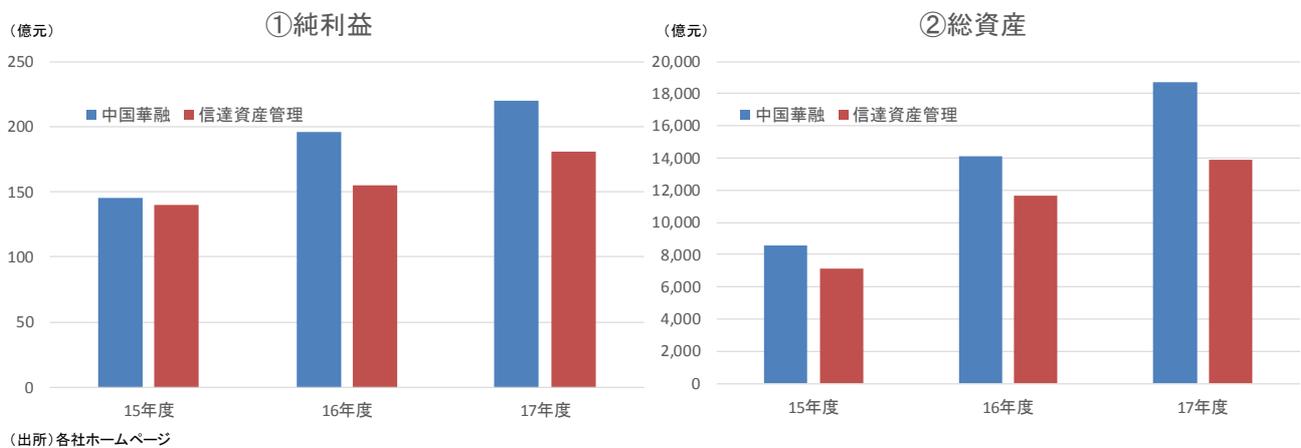
処理済み債権額面金額(億元)	8663
うち現金回収額(億元)	1806
類計処理比率(%)	68.6
資産回収率(%)	24.2
現金回収率(%)	20.8

(注1) 関志雄(2006)掲載図表を更新

(注2) 類計処理比率=類計処理額/不良債権買取類計額

(出所) 中国銀行業監督管理委員会

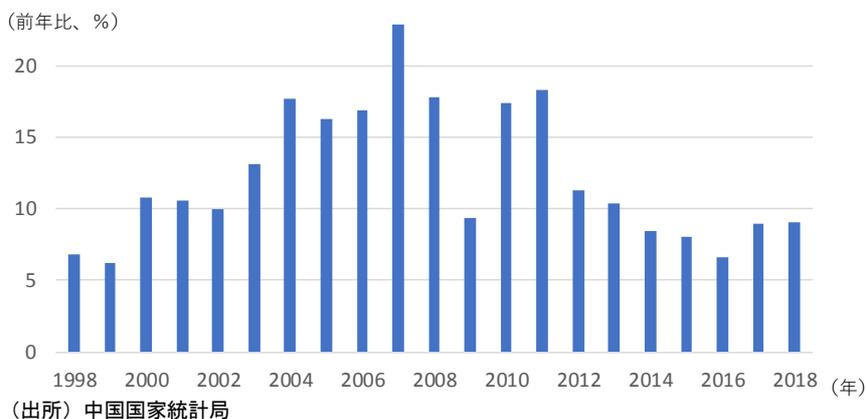
図表 8. 上場バッドバンク 2社の財務内容



4. 中国の不良債権問題の本質

なぜ、銀行本体の不良債権を付け替えるためのバッドバンクにすぎなかったこれらの金融会社が、優良会社に化けたのだろうか。その点にこそ、中国の不良債権問題の本質を指摘することができる。すなわち、銀行やバッドバンクの財務内容は、経済が高成長を継続している間は急速に改善する。実際、バッドバンクが設立された1999年から2018年までの中国経済は、年率13%で成長し、経済規模がちょうど10倍になり不動産価格の上昇が続いた。かりに不完全な審査で行われた融資でも、経済の高成長によりいずれ正常債権化していくことにもなる。もとより、日本でバブル崩壊後に不良債権問題が深刻化したのは、低成長が続く中で資産価格が長期間下落したことが要因であった。

図表 9. 中国経済の名目成長率



5. 今後の課題

このように、不良債権問題が中国の経済情勢と密接に関連していることを踏まえ、今後の課題として、短期、中期、長期それぞれ3つの動向に注意を払う必要がある。

短期的には、米中貿易摩擦を背景に、中国経済の停滞色が強まることが不可避な状況にある。このため、景気情勢の悪化にともない、しばらくは新たな不良債権が増加することが予想され、銀行の財務を悪化させることになる。

とりわけ、政府の対策をみると、インフラ投資の拡大、所得税減税、預金準備率の引き下げなどの景気支援策が実施されているが、とりわけ大きな効果が期待できるのが、民間企業を対象にした新規融資拡大目標を各行に設定したことである。こうした政治主導による銀行融資の拡大は、景気下支え効果が大きい反面、いずれ不良債権化するリスクが高い。中国の金融システムを揺るがすほどではないにせよ、体力の弱い中小金融機関の経営に及ぼす影響が懸念される。

中期的には、冒頭にみたとおり銀行の経営改革がまだ途上にあり、効率の低い銀行経営が行われているため、理財商品問題をはじめ様々な金融問題が表面化することが半ば常態化しており、それにともない金融市場が継続的に不安定化するリスクがある。もっとも、当局は問題の所在を適確に認識し適切な対応をとっているとの評価が、銀行実務家の間で広く指摘されるようになっており、監督当局の能力が長年の改革にともない向上していることがうかがえる。その上で、冒頭にみたとおり、中国の金融システムが多層的なシステムを形成していることから、監督当局の目が届きにくい中小の金融機関の健全性を向上させていくことが今後の課題であろう。

長期的には、中国の金融システムが安定を確保してきたのは、経済成長、とりわけ不動産市場の成長によるところが大きい。一方、2030年までにアメリカを上回る経済規模に成熟するようになると、名目成長率が先進国並みに低下したり、不動産価格が循環的に下落局面を迎え、ついには、経済成長、資産価格上昇といった追い風がなくなり、個々の銀行の経営の巧拙が問われることになる。そのような時代がいずれ到来する可能性についても今から考慮しておく必要がある。

以上

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

細尾 忠生

E-mail : hosoo@murc.jp ホームページ : <http://www.murc.jp>



自動車の電動化に対する一考察

～EV に対する過度な楽観論の後退と全固体電池への期待の高まり (後編)～

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券
シニアアナリスト 杉本 浩一

3. 高まる次世代電池 (全固体電池) への期待

全固体電池の開発に取り組んでいない主要自動車メーカーはおそらくない

このように、EV の本格普及に際しては依然として課題が山積している。特に、世界の主要自動車メーカーは、現在の自動車用液系リチウムイオン二次電池 (以下、液系 LiB) のコストや容量、寿命、安全性に満足していない上、これらの今後の改善のポテンシャルに対する評価もあまり高くない様だ。従って、本格的に EV を普及させ、関連事業を軌道に乗せるために、全固体電池 (全固体リチウムイオン二次電池) などの次世代電池の量産が必要不可欠と考えている可能性が高い。世界の主要自動車メーカーの中で、全固体電池の開発に現在取り組んでいない企業はおそらくない。

2016 年：超イオン伝導体新物質を発見

特に 2016 年の超イオン伝導体 (まるで液体中のようにイオンが固体中を自由に動き回ることができる物質) の新物質 $\text{Li}_9.54\text{Si}_{11.74}\text{P}_{1.44}\text{S}_{11.7}\text{Cl}_{0.3}$ の発見が、世界の EV 関連の技術者の全固体電池への関心を一層高めた可能性が高い。

BEV に適する全固体電池

全固体電池が BEV に適していると考えられる理由は以下の通り。

- (1) 安全性：液系 LiB とは違って、電解質に可燃性の有機溶媒を使用しておらず、ショートの際に電解質が蒸発・引火するリスクが著しく小さい。また、電解液を使わないため、電解液漏洩のおそれがない。
- (2) 小型化：電解質が難燃性でかつ高温に耐えられるため、電池パックの中の送風システム、排気システム、冷却システム等を削減できる。バイポーラ電池となるため、セルそのもののエネルギー密度も液系 LiB と比べて向上する可能性が高い。
- (3) 長寿命：全固体電池ではリチウムイオンだけが電荷を運び、マイナスイオン (アニオン) が動かないため副反応 (電極と電解液の間に起きる充放電に直接寄与しない反応) が起きにくく、劣化しにくい。

LIBTEC の開発目標

なお、日本の 27 法人が共同で設立した LIBTEC (技術研究組合リチウムイオン電池材料評価研究センター) は全固体電池の開発目標 (量産時) として電池パックの体積エネルギー密度 600Wh/L (現在の液系 LiB と比べておおよそ 3 倍)、同コスト 1 万円/kWh (同 1/3)、EV 急速充電時間 10 分 (同 1/3) を掲げている。

世界の自動車メーカーの全固体電池に対する取り組みを紹介する (図表9)。

(図表9) 世界の自動車メーカーの全固体電池戦略

世界自動車メーカーの全固体電池戦略		
トヨタ自動車	2010年頃 2011年 2017年	全固体電池の開発を積極化した模様 東工大と共同で超イオン伝導体の新物質Li10GeP2S12を発見 東工大と共同で超イオン伝導体の新物質Li9.54Si1.74P1.44S11.7Cl0.3を発見 全固体電池を搭載した車両を2020年代前半に実用化すると発表
日産自動車	2010年頃	全固体電池の開発を積極化した模様 LIBTECに参加
ホンダ		本田技術研究所(ホンダの100%子会社)がLIBTECに参加
ヤマハ発動機		LIBTECに参加
VW	2012年 2018年6月	QuantumScape(米カリフォルニア州)へ5%出資 同社へ1億ドル追加出資、自動車関連企業で最大の株主となる
BMW	2017年12月	Solid Power(米コロラド州)と提携
ダイムラー	2018年7月	EVバスの新製品「Mercedes-Benz eCitaro」に全固体電池を将来搭載すると発表
現代自動車		全固体電池の内製を目指している模様
GM		全固体電池のスタートアップ、サクティ3(Sakti3、米ミシガン州)に出資 同社は2015年、ダイソンに9,000万ドルで買収される
Bosch	2015年9月 2018年2月	全固体電池のスタートアップ、SEEO(米カリフォルニア州)を買収 セルをアウトソースする戦略に転じ、SEEOを売却予定とする

出所：各社公表資料を基に MUMSS が作成

VW：クアナムスケープに出資

フォルクスワーゲン (以下 VW) は、全固体電池 (硫化物系) のスタートアップ企業であるクアナムスケープ (以下 Q 社：QuantumScape、米国カリフォルニア州サンノゼ、2010 年設立、スタンフォード大学からスピアウト) へ 2012 年に 5% 出資した。

2018 年 6 月には VW が Q 社へ 1 億ドルを追加出資し、役員を 1 名派遣の上、自動車関連企業の中では最大の株主になった。両社はさらに全固体電池の量産に向けて合弁会社を設立する。2025 年までに全固体電池の生産ラインを設置する。Q 社によると、現在の VW 「E-Golf」の航続距離は 300km に過ぎないが、全固体電池を使うとこれが 750km に伸びる可能性があるとのことである。

BMW：ソリッド・パワーと提携

BMW は全固体電池 (硫化物系) のスタートアップ企業であるソリッド・パワー (Solid Power、米国コロラド州ルイビル、2012 年設立、コロラド大学ボルダー校からスピアウト) との提携を昨年 12 月に発表した。なお、Solid Power は 2019 年から 12MWh の全固体電池の試験生産を行う計画である。

ダイムラー：EV バスに全固体電池を採用へ

ダイムラーは 2018 年 7 月 10 日に EV バスの新製品「メルセデスベンツ・イーシターロ」(Mercedes-Benz eCitaro) を発表した。現在は容量 25kWh×10 モジュールの液系リチウムイオン電池を使っているが、2 年後にはこれを 33kWh×10 モジュールの新型の液系リチウムイオン電池に置き換え、将来はさらに 40kWh×10 モジュールの新型全固体電池を採用する計画。全固体電池の詳細や調達先等は不明。

現代自動車：全固体電池を内製へ

現代自動車も報道によると全固体電池の製造 (内製) を目指している様だ。確かに同社が 2014 年以降に出願した全固体電池に絡む何件かの特許が公開されている。

GMが出資していたサクティ3はダイソンが買収

GMもかつて全固体電池のスタートアップ企業であるサクティ3 (Sakti3、米国ミシガン州アナーバー、2007年設立、ミシガン大学からスピアウト)に出資していたが、同社はダイソンに9,000万ドルで2015年に買収された。

Bosch : SEEO を売却へ

Boschは車載用電池のセルの内製化を目指し、2015年9月に全固体電池のスタートアップ企業であるSEEO (米国カリフォルニア州ヘイワード、2007年設立)を買収した。しかし、2018年2月にはセルをアウトソースする戦略に転じ、SEEOは売却する方針を打ち出した。

日系4社 : LIBTEC へ参加

日系メーカーでは、前述のように、トヨタ自動車、本田技術研究所 (ホンダの100%子会社)、日産自動車、ヤマハ発動機はLIBTECに参加し、全固体電池の共通基盤技術開発等を今後行う。

世界の全固体電池の技術開発をリードしているのはトヨタ自動車

世界の全固体電池の技術開発をリードしているのはトヨタ自動車である可能性が高い。2002年~2011年に世界で出願された全固体電池関連の特許 (車載以外を含む)において、出願人トップはトヨタ自動車 (特許件数シェア14%)であった (図表10)。自動車メーカーとしての出願人第2位は日産自動車 (同4%)であった。なお、前述の超イオン伝導体の新物質Li_{9.54}Si_{1.74}P_{1.44}S_{11.7}Cl_{0.3}を発見したのも東京工業大学 (菅野教授)とトヨタ自動車等のグループ。既に、セルベースでエネルギー密度400Wh/L、出力密度2.5kW/Lの全固体電池の開発にも成功している。

電解質 (車載以外を含む)の特許出願人ランキングでトヨタ自動車は1位

図表11のように、2009年~2015年に世界で出願されたリチウムイオン二次電池 (車載以外を含む)のファミリー特許 (複数の国への出願特許を1つにまとめたもの)において、トヨタ自動車は出願人として第2位の地位を占めた (特許件数シェア5%)。電解質に限ると第1位である。トヨタ自動車のリチウムイオン電池二次電池関連特許に占める電解質関連シェアは30%であり、主要メーカーの中では、三菱ケミカル (50%)とソニー (41%)に次ぐ高い水準である。

(図表10) 全固体電池の世界特許出願人上位ランキング (車載以外を含む)

順位	出願人名称	特許件数
1	トヨタ自動車	479
2	住友電気工業	197
3	パナソニックグループ	138
4	日産自動車	131
5	出光興産	124
6	オハラ	120
7	原子力・代替エネルギー庁 (仏)	103
8	LG化学 (韓国)	90
9	日本碍子	54
9	フィリップス (オランダ)	54
11	ナミックス	52
12	ソニー	50
12	サムスンSDI (韓国)	50
14	インフィニットパワーソリューションズ (米)	49
15	物質・材料研究機構	48
16	バシウム・カナダ・インコーポレーテッド (カナダ)	42
17	セイコーエプソン	41
18	サムスン電子 (韓国)	39
19	東芝電池	30
20	産業技術総合研究所	28
21	アルバック	27
21	村田製作所	27
21	日立製作所	27
24	フランス国立科学研究センター (CNRS) (仏)	26
25	大阪府立大学	25
25	岩手大学	25

注：母集団は2002~2011年に日米欧中韓台加に出願された3,306件の全固体二次電池特許
出所：特許庁

トヨタ自動車：2020年代前半に全固体電池を実用化へ

同社は現在300人弱のエンジニアを投入し全固体電池の開発を急いでいる。コスト削減や固体電解質の安定性向上、充放電時の電極と電解質の接触保持等が課題と考えられる。同社は2020年代前半に全固体電池搭載の車両を実用化する計画である。本格的な量産は早くても2030年前後となる。

(図表 11) リチウム二次電池の世界特許出願人上位ランキング (車載以外を含む)

リチウムイオン電池全体			電解質のみ			
順位	出願人名称	A:ファミリー件数	順位	出願人名称	B:ファミリー件数	B/A
1	LG化学(韓国)	3,501	1	トヨタ自動車	878	30%
2	トヨタ自動車	2,896	2	パナソニックグループ	471	24%
3	Samsung Group(韓国)	2,322	3	LG化学(韓国)	418	12%
4	パナソニックグループ	1,974	4	Samsung Group(韓国)	363	16%
5	豊田自動織機(TICO)	1,137	5	三菱ケミカル	206	50%
6	Robert Bosch(ドイツ)	831	6	ソニー	202	41%
7	日産自動車	735	7	マクセルホールディングス	156	29%
8	GSユアサ	734	8	NECグループ	146	30%
9	中国科学院(CAS)(中国)	596	9	東芝	140	26%
10	マクセルホールディングス	536	10	旭化成	135	-
11	東芝	531	11	GSユアサ	126	17%
12	ソニー	491	12	中国科学院(CAS)(中国)	117	20%
13	ATL group(中国)	486	13	住友電気工業	115	-
14	NECグループ	482	14	ATL group(中国)	113	23%
15	三菱ケミカル	410	15	日産自動車	103	14%
16	Daimler(ドイツ)	373	16	出光興産	101	-
17	日立製作所	359	17	海洋王証明科技股份有限公司(中国)	99	-
18	SK group(韓国)	350	18	豊田自動織機(TICO)	92	8%
19	日本ゼオン	347	19	TDK	83	-
20	半導体エネルギー研究所	310	20	日立製作所	79	22%

注：母集団は2009～2015年に日米欧中韓に出願された93,467件の特許のファミリー件数52,794件
出所：特許庁

4. 第5期・第6期EVブームに期待

過剰に急速なEVシフトはユーザーのEV離れを招く可能性がある

過剰に急速なEVシフトは、自動車メーカーの商品開発やそのサプライチェーンの混乱を招き、中途半端な製品の販売や品質の低下などを通して消費者のEV離れを招く可能性がある。供給者の一定の利益増を伴ったEVの段階的な販売拡大に弊社では期待している。

第5期あるいは第6期EVブームに期待

EVの歴史を振り返ると、1900年頃が第1期EVブーム、1994～2000年が第2期EVブーム、2008～2012年が第3期EVブームと言えよう。現在は第4期EVブームであるが、早晩終わる可能性が高い。第5期あるいは第6期での飛躍に期待したい。

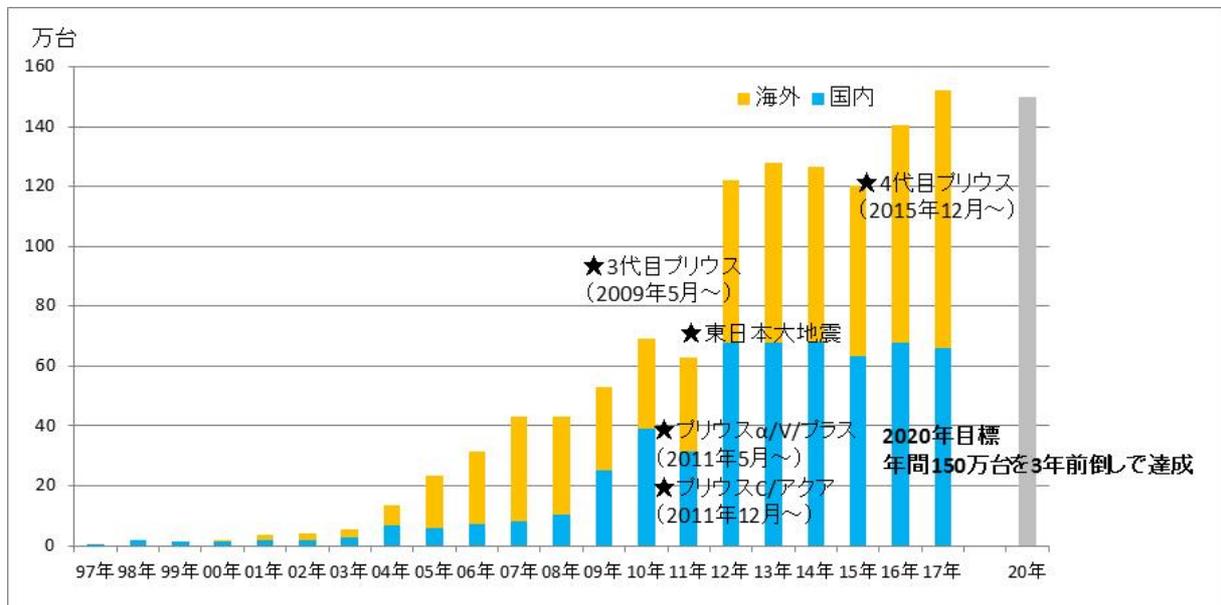
エンジンの進化や燃料電池車の普及も環境性能向上の鍵を握る筈だ

自動車の環境性能向上は EV だけに押し付けられる類のものではなく、(1) マツダが開発した SKYACTIV-X のような既存のガソリンエンジンの進化、(2) ディーゼルエンジンの進化、(3) トヨタ自動車が得意とする燃料電池車の普及拡大などとともに達成されるべきと弊社では考える。

ハイブリッド車の普及拡大が注目を集めよう

電動車の中でも、米国以外の地域では、中国を含め、少なくとも当分の間、ハイブリッド車の普及拡大が意外に注目を集めよう。トヨタ自動車は、2015年10月の「トヨタ環境チャレンジ2050」で発表した「2020年の世界ハイブリッド車販売目標150万台」を3年前倒しで昨年達成した(図表12)。また、欧州での「2020年ハイブリッド車販売目標50万台」についても前倒しでの達成が視野に入ってきたようだ(図表13)。トヨタ自動車以外の自動車メーカーもEV販売目標もさることながら、ハイブリッド車を含めた「電動化」目標を積極的に掲げているようだ(図表14)。

(図表12) トヨタ自動車：ハイブリッド車(HEV/PHEV)販売台数の推移



出所：会社資料より MUMSS 作成

(図表13) トヨタ・レクサスの欧州 HEV/PHEV 販売台数・販売構成比

	2016年	2017年	2018-1Q	2018-1H	2020年
販売台数(千台)	実績 295	実績 406	実績 125	実績 257	会社計画 500
(前年同期比)	41%	38%	18%	23%	-
トヨタ・レクサス欧州販売全体に占める構成比	32%	41%	45%	46%	50%
トヨタ・レクサス西欧販売全体に占める構成比	43%	52%	55%	58%	-
モデル数	15	16	16	16	-
レクサス欧州販売全体に占める構成比	60%	60%	66%	62%	-
レクサス西欧販売全体に占める構成比	-	98%	98%	99%	-

出所：会社資料より MUMSS 作成

(図表 14) EVの投入モデル数や電動化目標を公表している自動車メーカー

メーカー	EVに関する目標		PHEVやHVを含む電動化に対する目標		
	期限	投入モデル数	期限	電動化目標	投入モデル数
ルノー・日産・三菱	2022	12	2022	30%	-
トヨタ自動車 *	2020-24	10	2030	50%	-
ホンダ *	-	-	2030	67%	-
マツダ	2020	1	2030	100%	-
GM	2023	20	-	-	-
Ford *	-	-	2022	-	13(全電動車)
Volkswagen *	2025	50	2030	全300モデルに設定	30 (PHEV)
Volvo *	2019-21	5	2019	100%	-
Jaguar *	-	-	2020	100%	-
Mercedes-Benz *	2022	10+	2022	100%	-
Porsche	2023	-	2023	50%(EV)	-
BMW	2025	12	2025	-	13(PHEV, HV)

以上合計

119

56

注：

ホンダ：欧州では2025年に67%（2/3）を電動化する計画

Ford：電動化に45億ドルを投じる計画

Volkswagen：2030年までに、全300モデルに電動バージョンを設定する計画

Volvo：マイルドハイブリッド車を含め100%電動化を目指すとの明記

Jaguar：マイルドハイブリッド車を含め100%電動化を目指すとの明記

Mercedes-Benz：2025年に売上の最大25%をEVにする計画

出所：各種報道などを基にMUMSS作成

(執筆者連絡先)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券 杉本 浩一

TEL：03-6627-5313 Email：sugimoto-kouichi@sc.mufig.jp



税務会計:「ハイテク企業」と「研究開発費の割増損金算入」に関する最新動向及び 移転価格上の問題点

KPMG中国
税務部
平澤尚子

【要旨】

中国が製造強国を目指す製造業振興策「中国製造 2025 計画」を推進する中で、企業の納税負担を軽減する要望が強まっている。その中で、多くの在中日系企業は、適用要件が緩和されつつある「ハイテク企業」と「研究開発費の割増損金算入」の税制優遇措置の適用を検討している。

申請する際に、申請要件を満たしていることだけでなく、それに伴う内部管理体制や定期的なレビューも求められる。また、無形資産に係る現地の子会社と本社との所有権・貢献度、技術ロイヤリティの支払いの取り決め、研究開発の機能・リスクの面における移転価格上の検討が不可欠となる。

本稿では、「ハイテク企業」と「研究開発費の割増損金算入」の主な認定要件、適用時の留意点、また適用する際に企業が直面し得る移転価格問題と対応方針を筆者の所見として紹介する。

【ハイテク企業】

中国科技部、財政部、国家税務総局は共同で 2016 年 1 月 29 日に国科発火「2016」32 号文（以下「通知」）、2016 年 6 月 29 日に国科発火「2016」195 号文（以下「新ガイドライン」）を公布した。

1. 税率面での優遇策

ハイテク企業として認定された場合、15%の軽減税率（通常の企業所得税税率は 25%）を適用することができる。

また、最新の規定である財税「2018」76 号によると、2018 年 1 月 1 日を起算日として、ハイテク企業或いは科技型中小企業の資格を取得した年の 5 年前に発生していた繰越欠損金は、その繰越年限を従来の 5 年から 10 年に延長することができる。

2. 認定要件の更新

研究開発費の要件

通知において、直近 1 年間の売上高が 5,000 万元以下の小規模企業の研究開発費用の比率に関する要求は 6%から 5%に引下げられている。なお、直近 1 年間の売上高が 5,000 万元～2 億元の中規模企業および売上高 2 億元超の大企業に対しては、研究開発費用の比率に関する要求は、従来通り 4%および 3%に据え置かれた。中国政府が、今後も、小規模企業に優遇措置を与えることを鮮明にした。

従業員の要件

通知の従業員要件において、旧規定の「大学専科（専門学校・短期大学に相当する）以上の学歴を有する科学職従業員の割合が従業員総数の 30%以上でなければならない」との要求が廃止され、「企業の R&D 活動及び関連のテクノロジー・イノベーション活動に従事する技術職従業員（以下「技術者」）の従業員総数に占める割合は 10%を下回ってはならない」と変更された。今回、従業員の要件を緩和することにより、全ての企業に便益をもたらし、現在の R&D 管理モデルに一層合

致するものとなった。

新ガイドラインによると、技術者は研究開発及び関連するテクノロジー・イノベーション活動、又は上述の活動管理及び直接的な技術サービスの提供に従事し、累計勤務日数が 183 日以上に従業員（在職者、兼任、臨時スタッフを含む）と定められている。また、科学技術者の統計方法も明確にされている。このため、R&D 活動を兼務、あるいはサポートする者は、技術者の人数として数えられる可能性があるが、累計勤務日数を定期的に見直したり、調整する必要がある。

知的財産権の要件

旧規定において、企業は、「直近 3 年間に自主研究開発、譲受、受贈、買収合併などの方法、または 5 年以上の独占的ライセンスをもって主要製品（サービス）のコア技術に関する自主的な知的財産権を取得する」ことが要件とされていた。しかし、通知では、「企業が自主研究開発、譲受、受贈、買収合併などの方法により、主要製品（サービス）のコア技術となる知的財産権を取得する」と変更された。「企業は 5 年以上の独占的ライセンスによって知的財産権を取得する」という文、「直近 3 年間に取得」および「自主的な知的財産権」等の文言が削除された。これは、イノベーションおよび R&D を奨励する中国政府の方向性を示唆するものである。

ガイドラインには、現行の 2 つの知的財産権の類型が述べられている。なお、II 類の知的財産権を対象にハイテク企業資格を申請する場合、使用回数は一回のみとなる。

I 類	II 類
発明特許権（国防特許を含む）、植物新品種、国家級農作物品種、国家級新薬、国家漢方薬一級保護品種、集積回路配置設計専有権など	实用新型特許権（日本の実用新案に相当）、外觀設計特許権（日本の意匠特許に相当）、ソフトウェア著作権（商標を除く）など

その他の要件

通知によると、直近 1 年間におけるハイテク製品（サービス）による収入が、総収入の 60% 以上を占めなければならない。「総収入」は、営業収益、営業外収益、投資収益を含むものに再定義された。総収入の算定は、総収入額から非課税収入を差し引かれた金額と規定されており、企業および各地の認定機構に対して統一基準を示したことになる。

ハイテク製品（サービス）とは、コア技術が「国家重点支援ハイテク領域」に規定された範囲内の対象製品（サービス）である。さらに、主要製品（サービス）とは、ハイテク製品（サービス）のうち、コア技術となる知的財産権を有しており、かつ、該当する年度において、収入の合計が企業のハイテク製品（サービス）の収入の 50% 以上となる製品（サービス）である。

3. 申請資料の変更

通知では、従来の申請書、知的財産権に関する資料のほかに、新たに複数の申請資料を提出することが要求されている。そのうち、重要な変更点は、企業に「ハイテク製品（サービス）のコア技術及び技術指標」および「認証・認可及び関連資格証明書」の提出を要求していることである。また、「科学研究プロジェクト計画の証明書、科学技術成果物の転化、研究開発の組織管理などに関する資料」、「直近 3 年会計年度の企業所得税年度納税申告表」などの資料も含まれる。今回の変更は、ハイテク企業のコンプライアンスに対するハードルが大幅に引上げられた一方で、管轄官庁は企業に対し、技術面の認定要件を十分に満たしていることを証明するために包括的な資料提供を求める姿勢を具体化させた。

4. 適用時の留意点

下記の事後監督管理に関連する規定の執行が強化されているため、ハイテク企業を申請するもしくは申請する計画がある企業は、最新規定及び各地の実務上の要求を正確に把握し、専門家と相談することをお勧めする。

- 毎年 5 月末までに年度発展状況報告表の記入を企業に要求する規定を追加した。
- 科技部、財政部及び国家税務総局は無作為の抽出検査と重点検査を組み合わせた検査方式を構築し、各地のハイテク企業認定管理事務の監督・検査を強化する。
- コンプライアンス違反に関するペナルティ規定を明確にした。すなわち、ハイテク企業の資格を取消された企業は、不正行為の発生日が属する年度に過年度に享受してきたハイテク企業の税務上の優遇措置に関して追徴課税される可能性がある。

【研究開発費の割増損金算入】

中国財政部、国家税務総局、科技部は共同で 2015 年 11 月 2 日に財税「2015」119 号を公布した。その後も、関連規定が公布された。特に、2018 年 7 月 23 日に李克強首相が国務院常務会議で企業の研究開発費の割増損金算入比率 75%の適用について、適用範囲を科技型中小企業から全業種まで拡大すると発表した。その減税効果の試算は 650 億元前後と見込まれている。当該発表は、2018 年 9 月 20 日に財税「2018」99 号として公布された。

1. 損金算入の比率

研究開発費の割増損金算入比率もしくは無形資産の割増減価償却

	2016 年まで	2017 年	2018～2020 年	2020 年以後
科技型中小企業	50%	75%	75%	50%に戻るかは未定
一般企業	50%	50%	75%	50%に戻るかは未定

2. 控除範囲

2016 年の前は、研究開発活動に直接関連する従業員の賃金及び「五险一金」（即ち、社会保険料と住宅積立金）のみが割増損金算入の対象であった。財税「2015」119 号文によって、2016 年 1 月 1 日から、主要な研究開発の従業員以外に、技術者と研究開発の補助従業員の費用も割増損金算入の対象となった。また、資料翻訳料、専門家へのコンサルティング料、ハイテク研究開発に関する保険料、知的財産権の関連費用、出張旅費、会議費などの「その他の関連費用」についても、割増損金算入可能総額の 10%を上回らない部分が控除可能となった。

2018 年 6 月 25 日に公表した財税「2018」64 号通知によると、企業が海外に研究開発活動を委託することで発生する費用は、実際に発生した金額の 80%が委託元の「海外への委託研究開発費用」と見なされる。海外への委託研究開発費用は、国内における適格の研究開発費用の 2/3 を超えない範囲で、追加控除が認められる。なお、企業が海外に研究開発活動を委託する場合、技術開発契約を締結すべきであり、委託元は科学技術関係の所轄政府機関にて契約書を登録する必要がある。なお、海外の個人に委託した研究開発活動の費用は、依然として割増損金算入できない。

3. 適用手続きの変更

プロジェクトの審査要求が廃止された後、2018 年に税務機関への届出手続きも不要となった。国家税務総局公告 2018 年第 23 号の規定によると、2017 年度の企業所得税確定申告時とそれ以降、研究開発費の割増損金算入政策を適用する企業には、「自己判別・申告享受・関連資料を自社で保管し、税務機関の事後審査に供する」という処理方法が採用された。優遇策を適用する前に税務局に届出手続きを行う必要はなくなった。

4. 適用時の留意点

上述の政策変更により、税務機関は企業の研究開発費に対する割増損金算入の適用要件を緩和しつつあると言える。ハイテク企業の申請と比べ、研究開発費の割増損金算入の方がより容易であるといえるため、国内企業や外資企業は研究開発費の割増損金算入政策を利用し、企業の税負担の軽減を検討すると良いだろう。また、税務機関も企業の割増損金算入後の税務管理プロセスを強化す

るため、現地企業としては「現状を踏まえた適用要件の適合性の確認」、「研究開発プロジェクト管理を含めた内部コントロールの強化」、「政策の最新動向の把握及び専門家への相談」を実行することを提案する。

【筆者の所見】

通常、中国の現地企業は海外親会社が所有権を持つ無形資産（技術）を使用する対価として、当該親会社に技術ロイヤリティ等を支払っている。このような取り決めにおいて、移転価格の観点から見ると、中国の現地企業は技術等の無形資産の所有権を持っておらず、多くの場合無形資産に一切関与していない位置付けとなる。一方、中国の現地企業が上記ハイテク企業の税率の優遇策を享受するためには、無形資産所有権の現地化が必須条件となる。従って、現地企業の無形資産への関与について、それぞれ移転価格と優遇税制の申請において、異なる立場が現れることになる。現地企業は、税務機関の優遇税制管理部門とは異なる移転価格部門から、下記の移転価格に関する指摘を受ける可能性がある。

- 中国企業はコアとなる自主的知的財産権を有する場合、移転価格部門から見ると、海外の親会社の技術を使用し、親会社に技術ロイヤリティを支払う必要性に対して質疑を受ける可能性がある。
- 中国企業が、より多くの機能リスクを負担し、多くの無形資産を有する場合、限られた単一機能の企業ではなく、ハイリスクハイリターン企業と見なされ、移転価格部門から、高い利益水準を期待される可能性がある。
- 中国企業の比較対象企業を選定する際に、研究開発費用が売上高に占める割合という除外条件を使わないことにより、研究活動を活発に行う企業を選定され、より高い独立企業間レンジを導く可能性がある。

上述の指摘に対応すべく、会社の実際の状況に合わせて、優遇税制を申請する前に、下記の対応案を検討する必要がある。

- 現地企業が優遇策に使用する知的財産権を、日本本社から提供された技術ロイヤリティに係る技術と明確に区別し、サポート資料の用意が必要である。
- 優遇策の申請前と適用後の機能リスクの変化、およびその変化に伴う潜在的な影響を分析し、企業実態を優遇策の適用要件に合わせる。
- 機能リスク及び資産の所有に見合った利益水準を、現地企業が獲得できるように、事前にプライシングポリシーを構築する必要がある。
- 比較対象企業は、製品の特性、地域性、機能リスク及び資産等の観点から、適切な比較対象企業を選定し、見直す必要があり、現地企業の利益水準をサポートできるようにする。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

平澤尚子

中国上海市静安区南京西路 1266 号恒隆広場第二期 26F

Tel: +86-21-2212-3098 E-mail: naoko.hirasawa@kpmg.com



法務:中国インターネット安全法の規制・運用に関する最新動向 —今後の方向性の考察と企業における注意点

北京市金杜法律事務所
パートナー弁護士 劉新宇

1. はじめに

近年の中国においては、急速な情報技術の発展、インターネットの普及により、インターネットの安全や個人情報などを侵害する事件が多数発生している。このような背景の下、中国のインターネットの安全に関し全面的な規制を行う基本法として2017年6月1日に施行されたインターネット安全法が国内外の企業の極めて高い関心を集めており、本誌 [2017年11月号](#) の拙稿「注目を集める『インターネット安全法』がついに施行」でも、インターネット安全法の主要な内容とその企業への影響を紹介した。

このインターネット安全法の施行に伴い、詳細なガイドラインや関連する実施細則や意見募集稿が次々と制定され、その法体系が整備されつつある。その運用においても、当局はすでに監督管理を厳格化し、違反者が処罰される事例も増えてきた。例えば、2018年8月の江蘇省塩城市における事件では、団地の管理会社の担当者と通謀して住民の情報を大量に購入した内装工事会社がインターネット安全法に基づき10万人民元の過料に処され、また、情報を売った管理会社の担当者も刑事責任を追及された。

一方で、インターネットの安全及び個人情報保護に関する立法が常に推進されている中国のみならず、EU、米国¹、エジプト²、韓国、フィリピン、シンガポール³等でもインターネットの安全に関する規制が強化されている。例えば、2018年5月に欧州連合(EU)が施行した一般データ保護規則(GDPR)は、世界で最も厳格なデータの保護ルールといわれている。

本稿では、インターネット安全法施行以降の中国における個人情報保護を中心に、同法に基づく規制その他の実務運用の最新状況に着目しつつ、これを紹介するとともに、個人情報保護の観点から企業としての注意点についても論ずるものとした。

2. 中国のインターネット関連法令をめぐる最新の規制・運用の動向

インターネット安全法の詳細なガイドライン及び関連する実施細則について、企業の関心が高い個人情報保護、情報・データ出国セキュリティ評価(以下、「データ出国セキュリティ評価」という)などを中心に、その立法の状況を簡単に紹介する。

(1) 個人情報保護に関する最新の立法動向

インターネット安全法、民法総則(2017年10月1日施行)111条は、法律のレベルにおいて個人情報保護の旨を明確に定めている。また、民法典各分編(草案)(2018年9月5日全国人

¹ 米国は、金融や医療情報など分野ごとにインターネットの安全と個人情報に関する規制を行い、企業の情報管理に不備があれば米連邦取引委員会(FTC)が調査に入り、近年は厳しい処分となるケースが目立つ。

² エジプトでは、2018年6月5日に「反インターネット及び情報技術犯罪法」が施行され、コンピュータと情報インターネットを違法に使用する行為を狙い撃ちしている。

³ 韓国(2011年)、フィリピン(2012年)、シンガポール(2014年)において次々と個人情報保護法が制定・施行された。

民代表大会常務委員会公布) 第三編「人格権編」第六章は、民法総則における個人情報保護の関連規定を更に詳細化し、個人情報の定義を定めるほか、個人情報の収集、使用、調査、複製、公開、削除等を行う場合の遵守すべき原則等も明確に定めている。一方、企業の立場からすると、個人情報保護に関する詳細なガイドラインが欠けている。このような状況に基づき、国家基準化委員会、公安部インターネット安全保衛局などの各機関は、国内法、国際法のほか、これまでの実務も参考に、インターネット安全法を基礎として、以下のような実施細則を制定・公布した。これらのうち、多くの細則はまだ意見募集稿の段階にあるものの、将来におけるその正式な公布・施行に備え、企業としてはそれぞれの内容を事前に把握しておく必要がある。

①情報安全技術 個人情報安全規範

2018年1月24日公布の「情報安全技術 個人情報安全規範」(GB/T 35273-2017) (2018年5月1日施行。以下、「個人情報安全規範」という)は、個人権益の保護を中心に、企業に対してより具体的かつ詳細な要求をしている。この規範は推奨的な国家基準であり、企業にその実行を強制するものではない。しかし、監督官庁によっては、この規範を職務遂行の参考・ガイドラインとすることから、企業としてはなるべくその要求に従うことが提案され、この規範については、次の2点に注意する必要がある。

i) 個人情報収集への同意の必要性

現在の実務において、多くの企業はユーザーの同意を得ないまま個人情報収集を行っている。インターネット安全法41条は、個人情報の収集・使用の必要性について定めた規定であるが、「個人情報安全規範」5.2条は、これをさらに詳細化し、個人情報の収集と製品又はサービスのビジネス機能の実現との直接関連、最低頻度、最低数量という3つの判断基準を導入するものとした。この具体化された要求は、個人情報主体の適法権益の保護に資する。

ii) 個人情報の分類及び各種個人情報の収集方法の規制

「個人情報安全規範」は、個人一般情報と個人センシティブ情報とを区別し、同規範の別紙Bには、個人センシティブ情報の判定基準と具体的類型(個人財産情報、個人健康情報、個人生物識別情報、個人身分情報、ネット身分識別情報等)も列挙されている。

同規範によると、企業はまず、自社が収集するデータの類型・数量を把握し、それらを相応に分類しなければならない。個人一般情報に関しては、個人からの授権同意を取得すれば足りるのに対し、個人センシティブ情報については、同規範が定める具体的な要求(明示的な同意の取得など)に従って収集・保存・使用をしなければならない。

②インターネット個人情報安全保護ガイドライン

公安部インターネット安全保衛局が2018年11月30日に公布した「インターネット個人情報安全保護ガイドライン」(意見募集稿)⁴(以下、「個人情報保護ガイドライン」という)は、インターネット企業を主とする個人情報の保有者が個人情報生命周期⁵処理過程において安全保護作業を展開するためのガイドラインであり、関係当局が個人情報保護の監督検査を行う際の参考にもされる。以下においては、この「個人情報保護ガイドライン」の主な内容について説明するとともに、各企業のネット上の安全、データ管理コンプライアンス体制の構築に資するため、企業が個人情報の収集・保存・使用・共有・譲渡・開示に際し注意すべき点を提示する。

⁴ 中国公安部インターネット安全保衛局ウェブサイト

[<http://www.beian.gov.cn/portal/topicDetail?id=80&token=465d094f-6624-4cc4-8156-553d3dca1dbf>] 参照。

⁵ 「個人情報保護ガイドライン」3.3条によると、個人情報生命周期とは、個人情報主体が個人情報の収集、保存、使用、委託処理、共有、譲渡、開示及び廃棄を行うことを含む全ての生命履歴をいう。

i) 個人情報の収集

これまでの実務において、企業が情報を収集するにあたって確保すべき安全性の程度は明確にされていなかった。「個人情報保護ガイドライン」は、a) 個人情報の収集前に、被収集者の身分認証を行う制度を備え、かつ、その身分認証制度が相応の安全性を有すること、b) 個人情報の収集時に、情報が伝送される場合には暗号化を行い、安全保護処理を受けること、c) 個人情報の収集システムがインターネット安全等級保護要求を満たすこと、d) 個人情報の収集時に、収集された内容の安全検査・フィルターの機能により、違法な内容の提供を防止すること、これらの点を明確に要求するものとしている。

ii) 個人情報の保存

現在の実務において、多くの企業はユーザーの同意のみで個人情報を保存しており、十分な技術を備えていないため個人情報の漏洩・紛失が頻発している。「個人情報保護ガイドライン」6.2条は、収集・使用の目的及び被収集者からの授権に従って保存された個人情報に相応の保存期間を設けるほか、情報保存の主要な設備がバックアップ・回復機能を備えていなければならないことを定めている。

iii) 個人情報の使用

実務においては、個人情報の使用範囲の限界に関する紛争が頻繁しており、インターネット企業、特にビッグデータ業の発展に悪影響を及ぼしている。それゆえ、「個人情報保護ガイドライン」6.3条1項a)号に基づき、個人情報の使用については、個人情報主体と締結した関連する契約に定める応用範囲に従わなければならない、その範囲を超過してはならない。例外として、匿名化又はセンシティブな情報の除去などの方式で処理された個人情報データであれば、歴史、統計又は科学の目的に用いられること、個人情報主体と締結した個人情報の使用に関連する契約に定める応用範囲を超過することが認められるが、その場合においても、適切な保護措置をもって当該データを保護しなければならない。

iv) 個人情報の開示

インターネット安全法や民法総則にはどの程度の個人情報の開示をもって合理的・合法的とするかに関する明確な定めがないため、最近の実務において、データの自由な流通に悪影響が及ぶことが懸念されている。「個人情報保護ガイドライン」6.7条は、個人情報の開示を原則禁止しているが、一定の要求⁶⁾に適合する場合には開示可能とすることを明確に提案する。

(2) その他の各方面における最新の動向

① データ出国セキュリティ評価

インターネット安全法が施行されてから、その補足的な実施細則として、「個人情報及び重要データ出国セキュリティ評価弁法(意見募集稿)」⁷⁾(以下、「セキュリティ評価弁法」という)、「データ出国セキュリティ評価指南(意見募集稿)」⁸⁾(以下、「セキュリティ評価指南」という)

⁶⁾ この要求とは、次のものをいう。

- a) 開示行為が合法性、必要性の評価を通過したこと
- b) 安全評価の結果に基づき有効な個人情報主体を保護する措置を採用したこと
- c) 開示の前に個人情報主体に対し開示の目的、類型などを告知したこと
- d) 個人情報主体の明示的な同意を得ていること
- e) 開示の期日、データ数量、目的及びデータ譲受人の基本情報などを含め開示に係る情報を記録しなければならないこと

⁷⁾ 2017年4月11日公布、同年5月11日まで意見公募 [http://www.cac.gov.cn/2017-04/11/c_1120785691.htm]。

⁸⁾ 2017年8月30日公布、同年10月13日まで意見公募

[http://www.tc260.org.cn/front/bzzqyjDetail.html?id=20170830211755&norm_id=20170221113131&recode_id=23883]。

のような実施細則、国・業界の基準が制定され、社会に対する意見募集が行われた。「セキュリティ評価弁法」は、情報・データの出国セキュリティ評価に関する義務を負う者について、インターネット安全法に定める重要情報インフラの運営者を全ネットワーク運営者にまで拡大するものとしている。「セキュリティ評価指南」は、「セキュリティ評価弁法」の理論的な枠組みにおける「データ出国評価」の細分化と補充を行い、データ出国セキュリティ評価の手續・要点・方法、重要データ識別等に対するさらなる規制を狙いとしているほか、データ出国セキュリティ評価の適用範囲、データ出国に関する本人からの同意要求、評価責任主体の確定ルールをさらに明確化している。

また、2018年6月13日に全国情報安全標準化技術委員会が公布した「情報安全技術 個人情報セキュリティ影響評価指南（意見募集稿）」⁹は、個人情報に関し、そのセキュリティ影響評価の原則及び仕組み、評価の手續・具体的な実行方法をさらに詳細に説明し、かつ、資料付録において評価の過程で用いられる判定基準及び工具表を提示している。これらの細則は、まだ意見募集稿の段階ではあるものの、情報・データの出国セキュリティ評価の法制度の重要な構成部分として、企業に対し一定程度において指導の方向性を示し、評価制度の実現可能性を向上させている。

②重要情報インフラセキュリティ保護

インターネット安全法に定める重要情報のインフラ保護制度の実施細則としては、2017年7月11日に「重要情報インフラセキュリティ保護条例（意見募集稿）」¹⁰が、また、2018年6月13日には全国情報安全標準化技術委員会により「情報安全技術 重要情報インフラネットワークセキュリティ保護要求（意見募集稿）」¹¹がそれぞれ公布され、さらに重要情報に関し、その識別認定、安全保護、検測評価、検測警報、応急処置これら5つの段階においてインターネット安全等級保護の基本的な要求に基づいて展開するため、重要情報インフラのセキュリティ保護要求が詳細化された。

③インターネット等級保護

2018年6月27日に公安部が公布した「インターネット等級保護条例（意見募集稿）」¹²は、個人情報保護、暗号化ネットの保護、等級確定の届出手続、ネット暗号の保護などの面でインターネット安全法が確立したインターネット安全等級保護制度を詳細化し、ネット運営者に実務面の重要な根拠を提供した。特に、監督管理の面で、各地当局が広い範囲で用いられている事情聴取の（中国語：「約談」）手段が制度として確立された。

3. インターネットに関する調査・摘発事例と企業にもたらされるその影響

実務において、当局による処罰事例はまだそれほど多くないが、当局による事情聴取、インターネット企業に対する特別調査、多数企業に対する教育活動などが全国において急速に進められている。これらには企業にとってある程度の参考的価値がある。

⁹ 同年7月25日まで意見公募

[https://www.tc260.org.cn/front/bzzqyjDetail.html?id=20180613180739930746&norm_id=20180523160439&recode_id=29212]。

¹⁰ 2017年7月11日公布、同年8月10日まで意見公募 [http://www.cac.gov.cn/2017-07/11/c_1121294220.htm]。

¹¹ 同年7月25日まで意見公募

[https://www.tc260.org.cn/front/bzzqyjDetail.html?id=20180613180740102919&norm_id=20180523160438&recode_id=29222]。

¹² 同年7月27日まで意見公募 [<http://www.mps.gov.cn/n2254536/n4904355/c6159136/content.html>]。

(1) 個人情報保護

新聞報道によると、2018 年 1 月 6 日、国家インターネット情報弁公室インターネット安全協調局が中国大手の第三者支払プラットフォーム企業に対する特別調査を行った。その主な調査対象は、これらの企業が収集する個人情報及びその収集方法、個人情報の使用規則などであり、調査後の企業には、「個人情報安全規範」の要求に従ったプライバシー条項の是正・改善が命じられた。また、2018 年 1 月 11 日に工業情報化部通信管理局が情報技術企業に対して行った調査では、ユーザーの個人情報の収集規則、使用目的などが明確に告知されていないとして、期限までの是正が命じられた。

したがって、個人情報を取り扱う企業においては、従業員の個人情報の収集・使用に際してインターネット法の個人情報保護関連規則に従って一層の注意を払うことのほか、ユーザーの個人情報を収集、使用する際にも、「個人情報安全規範」及び「個人情報保護ガイドライン」に従って次に掲げる 2 点につき慎重に対応することが望まれる。

① 必要性原則の遵守

企業は、自社の製品及びサービスの具体的なビジネス上の機能、当該機能を実現するために必要となる個人情報の類型、収集頻度及び数量を明確化し、必要性の原則を遵守しなければならない。これに反したときは、自社が行う個人情報の収集・使用の必要性につき、ユーザーや監督官庁から疑問の目が向けられ、指導を受ける可能性がある。また、ユーザー及び個人情報の侵害を受けた者によって公益的集団訴訟を提起されるおそれがあり、その責任を問われた企業は民事責任を負い、その社会的評価が損なわれるだけでなく、データの収集方法や類型を短時間で修正しなければならないため、企業の事業にも重大な影響が及ぶことが考えられる。

② 事前予防制度の健全化

企業が個人情報の使用・保存・移転・譲渡を行うにあたり重要となる事項として、個人情報の安全への影響を定期的に評価し、自らの評価制度を構築すること、適切なデータ安全能力を確立し、関係者に対するマネジメント・トレーニングを定期的に行うこと、自社が構築したプライバシーポリシー及び安全措置の有効性を検査し、具体的な監査システムを改善すること、必要な技術的措置を確実に実行し、個人情報の漏洩等の発生を最大限に予防することが挙げられる。

(2) ネットワーク情報内容の管理

2018 年 6 月 1 日、国家ネット弁公室、文化旅行部、放送テレビ総局が共同して、某生放送ネットワークによる「法令違反情報の放送」、「未成年者の性の暗示など社会道徳の最低限を逸脱した映像の伝達」等の行為について調査・摘発行動を展開し、全面的な是正を命じた。

したがって、企業においては、自社ネットワーク上の情報の内容に対し監督責任を負い、インターネット安全法、インターネット情報サービス管理弁法などの関連法令に従ってその情報の内容に対する定期的な自己検査を行い、慎重に対応しなければならない。

(3) 情報・データの出国セキュリティ評価

外資系企業に関しては、個人情報及び事業関連データのクロスボーダー移転を頻繁に行うケースが多く見受けられる。当局がデータのクロスボーダー移転の調査・摘発を行った事例はこれまで公表されていないが、当局の規制が一層厳格化する傾向が窺われる。したがって、外資系企業は、内部通報、e ラーニング等により取得した個人情報や、重要データとなる調査結果などを国外の親会社などにクロスボーダー転送する場合、インターネット安全法 37 条のほか、将来正式に公布される「セキュリティ評価弁法」、「セキュリティ評価指南」などに定められるセキュリティ評価の適用条件・基準に従って、自己評価又は規制当局による外部評価を適切に行わなければならない。

4. おわりに

インターネット安全法の施行からまだ日が浅い現状において、関連する実施細則、国又は業界基準が実務レベルで多くの空白を埋め、企業のコンプライアンス及び監督官庁による職務遂行の重要な参考となっているが、これらの細則・基準の多くがまだ正式には未公布であるため、その立法の進捗状況をさらに注視する必要がある。また、当局の処罰事例は、インターネット安全法の規定の文言に抽象的なものが多い現状において、当局の公式な態度表明として、実際の規制の幅をある程度把握するうえで重要な意味を有していることから、事例と法令のいずれも重視し、合法かつ慎重に対応しなければならない。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015年6月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』が商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心弁公楼東楼18階

Tel: 86-10-5878-5091 Fax: 86-10-5878-2666

Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亜・上海・深圳・蘇州・ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・シンガポール・ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・ニューヨーク・シリコンバレー



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津國際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亞大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田區中心4路1号嘉里建設廣場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景國際金融廣場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環廣場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大廈15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九 龍 支 店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2019 年 1 月 25 日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。